

北海道胆振東部地震における町税の減免について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災されました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

今回の地震災害により大きな被害を受けられた方には、下記のとおり平成 30 年度町税（当初の納期限が平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までに到来する町税に限る）の減免を受けることができる制度があります。

申請をせず減免の対象となる町税

(1)個人町民税

対象者

- ・ 居住する住宅の損害程度が半壊以上（り災証明書の区分）かつ前年中の合計所得が 1,000 万円以下の方
- ・ 災害により生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった方
- ・ 災害によりしょうがい者となった方

減免割合

8 分の 1 ～全額を免除

※災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額について適用します。

※減免の対象となる方には町にて減免処理を行いますので、申請は不要です。

※減免によって還付金が発生した場合は後日還付します。なお、還付先が不明な場合は文書にて個別に照会させていただきます。

(2)国民健康保険税

対象者

- ・ 居住する住宅の損害程度が半壊以上かつ（り災証明書の区分）前年中の世帯（被保険者のみ）の合計所得が 1,000 万円以下の方
- ・ 災害によりしょうがい者となった方

減免割合

8 分の 1 ～全額を免除

※災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額について適用します。

※減免の対象となる方には町にて減免処理を行いますので、申請は不要です。

※減免によって還付金が発生した場合は後日還付します。なお、還付先が不明な場合は文書にて個別に照会させていただきます。

申請をして減免の対象となる町税

(3)固定資産税

対象者

- ・ 災害により所有する固定資産（土地・償却資産）に著しい被害を受け本来の使用ができなくなった方
- ・ 所有する家屋の損害程度が半壊以上（り災証明書の区分）の方
- ・ 長期避難区域に固定資産（土地・家屋）を所有する方

減免割合

10 分の 4 ～全額を免除

※災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額について適用します。

必要な書類等

- ・ 減免申請書（役場に備え付けのもの）
- ・ り災証明書（家屋）※写し可
- ・ 被害が確認できる写真（土地・償却資産）
- ・ 修理を証明する領収書等（償却資産）
- ・ 印鑑（認印可）
- ・ 金融機関の通帳等、口座番号の分かるもの（減免によって還付金が発生した場合は後日還付しますのでお持ちください。）

申請先

税務住民課税務グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

申請期限

1 月 31 日(木)

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 2513